

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

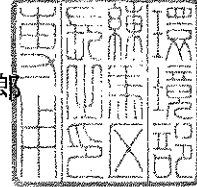
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年4月1日

練馬区長 志村 豊志郎

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 重 量 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 練馬区区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、運搬の許可を有する特別区内の指定引取場所に限る。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、練馬区長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。